

意見を聴取する動物用医薬品（鳥インフルエンザ不活化ワクチン）の概要について

- 1 動物用医薬品の品目名
鳥インフルエンザ不活化ワクチン
- 2 動物用医薬品の効能及び効果
鳥インフルエンザの発症予防
- 3 食品安全委員会に意見を聴く事項
上記動物用医薬品（鳥インフルエンザ不活化ワクチン）を接種した鳥類に由来する食品の安全性についての食品健康影響評価(食品安全基本法第24条第3項)